

令和 3 年度

男鹿市財政援助団体等監査結果報告書

男鹿市監査委員

監 第 36 号
令和3年10月27日

男 鹿 市 長 菅 原 広 二 様

男鹿市議会議長 吉 田 清 孝 様

男鹿市監査委員 鈴 木 誠

男鹿市監査委員 米 谷 勝

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和3年度の財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目 次

I	監査の対象	1
II	監査の着眼点	1
III	監査の主な実施内容	2
IV	監査の日程、対象団体、担当課及び実施場所等	2
V	監査の結果	4
【財政援助団体】		
・	社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会	6
・	鮎川老人クラブ・中間口老人クラブ	9
・	長沼町内会・角間崎町内会	10
・	一般社団法人 男鹿市観光協会	11
・	男鹿を美しくする会	13
・	公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター	14
・	男鹿市商工会	15
・	株式会社 男鹿レンタリース・合同会社 船川家守舎	16
・	全国合同漁業共済組合秋田県事務所	17
・	秋田県漁業協同組合	18
・	男鹿市鳥獣被害防止対策協議会	19
【指定管理者】		
・	株式会社 おが地域振興公社（温浴ランドおが）	20
・	一般財団法人 男鹿市体育協会（男鹿市体育施設 16 施設）	21
・	公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター（男鹿市斎場）	22
・	公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター （サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンター）	23

財政援助団体等監査結果報告

I 監査の対象

令和2年度において、市が財政的援助を行った団体の中から14団体を、指定管理者として公の施設の管理・運営を行った団体の中から3団体をそれぞれ抽出し、監査の対象とした。

II 監査の着眼点

当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、次の点に主眼をおいて監査を実施した。

1 財政援助団体

- (1) 財政援助団体及び担当課等の補助金等交付手続は、条例、規則及び要綱等に基づき適正に行われているか。
- (2) 補助金等は、交付目的に沿って適正に執行されているか。また、住民福祉の面から十分な効果を発揮しているか。
- (3) 補助金等に係る会計処理は、適正に行われているか。また、会計処理上の責任体制は、明確であるか。

2 指定管理者

(担当課等)

- (1) 指定管理者の指定は、法及び条例等に基づいて適正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 指定管理者に対して、適時・適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。また、事業報告書の点検は適切になされているか。

(指定管理者)

- (4) 公の施設は、関係法令等（条例を含む。）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
 - ア 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。
 - イ 管理運営は事業計画及び収支計画に沿って運営されているか。
 - ウ 住民の平等利用は確保されているか。
- (5) 事業報告書は適正に作成され、期限内に提出されているか。また、経費節減は図られているか。
- (6) 利用料金の収納は適正に行われているか。

Ⅲ 監査の主な実施内容

監査は、男鹿市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

1 財政援助団体

担当課等からは補助金等の交付決定に関する原議書類、実績報告書等の関係書類を、財政援助団体からは決算書、収支証拠書類等の提出を求め、当該書類の確認、証憑突合、閲覧及び質問等の監査手続きを適用して、出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか、試査により監査した。

2 指定管理者

担当課等からは事業報告書等の関係書類を、指定管理者からは管理業務に係る関係書類及び帳簿の提出を求め、当該書類の確認、閲覧、質問及び実査等の監査手続きを適用して、出納その他の事務の執行が公の施設の指定管理の目的に沿って行われているか、試査により監査した。

Ⅳ 監査の日程、対象団体、担当課及び実施場所等

1 財政援助団体

日 程	対 象 団 体	補 助 金 の 名 称	担 当 課	実施場所	
令和3年 9月28日 (火)	社会福祉法人 男鹿市社会 福祉協議会	男鹿市社会福祉協議会事業費 補助金	福祉課	監査委員 事務局	
		男鹿市社会福祉協議会活動専 門員補助金			
		心配ごと相談所補助金			
	鮪川老人クラブ 中間口老人クラブ	男鹿市単位老人クラブ補助金			
	長沼町内会 角間崎町内会	町内会交付金	企画政策課		
	一般社団法人 男鹿市観光 協会	一般社団法人男鹿市観光協会 補助金	観光課		
		男鹿版DMO推進事業費補助 金			
男鹿を美しくする会	男鹿を美しくする会補助金				

日 程	対 象 団 体	補 助 金 の 名 称	担 当 課	実施場所
9月29日 (水)	公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター	シルバー人材センター事業費補助金	男鹿まるごと 売込課	監査委員 事務局
	男鹿市商工会	男鹿市商工会補助金		
	株式会社 男鹿レンタリース 合同会社 船川家守舎	男鹿市商店街パワーアップ支援事業補助金		
	全国合同漁業共済組合秋 田県事務所	漁獲共済事業加入促進費補助 金	農林水産課	
	秋田県漁業協同組合	栽培漁業定着強化事業費補助 金（ハタハタふ化放流事業）		
	男鹿市鳥獣被害防止対策 協議会	男鹿市鳥獣被害防止対策事業 費補助金		

2 指定管理者

日 程	対 象 団 体	公 の 施 設 の 名 称	担 当 課	実 施 場 所
令和3年 9月30日 (木)	株式会社 おが地域 振興公社	温浴ランドおが	観光課	温浴ランドおが
	一般財団法人 男鹿 市体育協会	男鹿市体育施設16施設	文化スポーツ 課	男鹿市総合体育館
10月1日 (金)	公益社団法人 男鹿 市シルバー人材セン ター	男鹿市斎場	生活環境課	男鹿市シルバーワー クプラザ
		サンワーク男鹿及び男鹿 市トレーニングセンター	男鹿まるごと 売込課	サンワーク男鹿及び 男鹿市トレーニング センター

V 監査の結果

1 財政援助団体

財政援助団体に交付された補助金等については、概ねその目的に沿って管理・執行されており、出納その他の事務は適正に処理されているものと認められるが、一部において、次のとおり、改善すべき事項等が見られた。

(1) 事業計画と実績の確認について

ア 補助金の交付決定に当たっては、交付申請書に添付する事業計画書と収支予算書で、具体的な内容や積算が確認できない事業があるので、明確に分かる資料を求め、厳正に審査すべきである。

また、計画と実績の内容に整合性がない事業が多く見られるので、必要に応じて変更交付申請等の手続を行うべきである。

イ 補助事業が、計画に基づいて円滑かつ効果的に実施されるよう、実施期間中においても、適宜、進捗状況の確認や必要な指導等を行うとともに、実績報告後は、経理状況について、関係帳簿等の原本の提示を求めるなどして、確認を行うべきである。

(2) 補助金の区分経理について

補助金は、特定の事業目的の達成に必要な経費について助成するもので、他の経費に流用することは認められないことから、補助事業と補助事業以外の事業等に要する経費の経理は区分して行うとともに、補助事業の専用口座を設ける必要があるが、法人格をもつ団体等においても、明確な区分経理が行われていない事業があるので、是正すべきである。

なお、特別の理由があって、専用口座が開設できない場合等にあっても、現金出納簿等により、経理状況を明らかにする必要がある。

(3) 補助金の前金払（概算払）について

補助金の支払時期については、補助金交付要綱等において、「原則として完了払又は部分払」とされており、市長が特に認める場合に「概算払又は前金払ができる」と規定している。

これまで、市は、補助金の前金払（概算払）が必要な理由を確認することなく、補助金交付申請と同時に補助事業者に請求書を提出させ、前金払（概算払）を行っている事業が多く見られたことから、補助事業者の財政状況を確認し、事業の円滑かつ効果的な推進に支障を来す場合などに、前金払（概算払）申請に基づいて適正に行うよう要望してきたが、依然、申請手続なしに前金払を行っているものがあるので、是正すべきである。

特に、多額の繰越金があるにもかかわらず、前金払を行っているものがあるので、その必要性を厳正に審査する必要がある。

なお、前金払と概算払の違いに留意されるとともに、前金払（概算払）の規定が盛り込まれていない補助金交付要綱も見られるので、必要に応じて改正されたい。

(4) 補助金の未執行額について

計画に盛り込まれた事業内容が実施されず、補助金の未執行額を翌年度に繰り越したことから、その後の補助金交付手続が適正に行われなかった事業があった

ので、未執行額が生じた場合には、当該年度内に補助金の減額の変更交付申請により精算して、市に返還させるなど、適正に処理すべきである。

(5) 補助事業実施後の支援・指導について

補助事業は、事業の立ち上げ時の経済的な負担の軽減やリスクの軽減等をねらいとして実施するケースが多いが、補助事業者と市との関係は、事業を実施すれば終わりということではなく、事業効果をより高めるためにも、事後の継続的な支援・指導に努められたい。

2 指定管理者

監査の対象とした指定管理者3団体による指定管理については、概ね良好な管理・運営が行われていると認められるが、指定管理業務を適正かつ円滑に進めるため、基本協定の順守を基本として、次の事項に十分留意し、一層の効果の発現に努められたい。

(1) 指定管理料の区分経理について

指定管理に係る経費は、指定管理業務以外に指定管理者が行う事業等に要する経費への目的外使用がないよう、他の経費と経理を区分して行うとともに、指定管理業務の専用口座を設けるよう、指導を徹底されたい。

(2) 指定管理料の適正な精算について

指定管理料は、指定管理者の創意工夫などの経営努力により、実際の経費が当初見込額より縮減された場合等は、その差額は原則として指定管理者の収益とすることとされている。

一般財団法人男鹿市体育協会が行った体育施設の指定管理においては、多額の収支差額が生じており、その処理に当たって、変更年度協定を締結し、次年度の自主事業や各種のスポーツ振興事業等の経費に充当するとしている。

この収支差額には、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う体育施設の休業によって、光熱水費や賃金等が減額となったことによるものなど、経営努力によると判断できないものも含まれており、これらについては、指定管理料を減額して精算し、市に返還させるなど、適正に処理すべきである。

なお、指定管理料については、過大な積算とならないように、厳正な審査に留意されたい。

(3) 指定管理者が行う自主事業について

指定管理者が、指定管理施設において行う自主事業については、指定管理業務に位置付けない業務として、指定管理業務を妨げない範囲で行うもので、実施に当たっては、事前に市の承認を得るものとされているので、適切に対応する必要がある。

また、自主事業に係る経費は、指定管理者の自主採算とし、事業によって生じる全ての収入は、指定管理者の収入とされていることに留意して実施されたい。

3 その他

事務処理上の軽微な誤りや不備な点については、監査時に担当職員に口頭で指導し、又は改善を要望した。

各財政援助団体及び指定管理者の監査結果は、次のとおりである。

社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会

1 補助金の名称

男鹿市社会福祉協議会事業費補助金

2 補助金の交付額

10,281,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

社会福祉協議会が行う地域福祉活動、福祉啓発活動の推進、低所得者等の支援事業に係る経費について助成し、地域における社会福祉の推進を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

地域福祉活動事業、福祉啓発活動推進事業、低所得者等支援事業の実施。

(2) 実績

- ・地区社協活動支援事務事業：各種会議の開催、単身高齢者世帯の支援
- ・広報活動：広報の発行 年4回、ホームページの更新
- ・生活福祉資金貸付事務事業：相談145件（うちコロナによる特例分103件）
貸付金 6,010,000円
（うちコロナによる特例分5,810,000円）

6 事業収入、支出の状況

収入	30,839,938円	（市補助金の比率 33.3%）
支出	30,839,938円	
差引	0円	

7 事業の効果

各種の事業展開により、地域福祉活動の活性化や推進体制の充実等が図られている。また、総合的な相談窓口となり、困りごとの解決に向けて専門機関等へつなげる役割を果たすとともに、生活困窮者の生活の安定化につなげている。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事業の実施計画と実績の内容が整合するよう、団体の指導に留意されたい。

社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会

1 補助金の名称

男鹿市社会福祉協議会福祉活動専門員補助金

2 補助金の交付額

2, 375, 000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

社会福祉協議会に福祉活動専門員を配置し、社会福祉協議会の活動の推進指導体制を整備強化する。

5 事業概要と実績

社会福祉協議会において福祉活動専門員1名を配置し、幅広い相談に対応するとともに関係機関と連携し、問題解決を図った。

6 事業収入、支出の状況

収 入	2, 375, 000円（市補助金の比率100.0%）
支 出	2, 375, 000円
差 引	0円

7 事業の効果

福祉活動専門員は社会福祉活動の推進方針等について、企画立案及び指導を行っており、社会福祉活動の充実と発展に貢献している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事業の実施計画と実績の内容が整合するよう、団体の指導に留意されたい。また、事務負担の軽減を図るため、本補助金を社会福祉協議会補助金に組み入れることが可能か、検討されたい。

社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会

1 補助金の名称

心配ごと相談所補助金

2 補助金の交付額

98,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

介護問題や高齢者の権利擁護、日常生活の困りごとなど、市民のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い解決に導く。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

心配ごと相談所の開設、男鹿調定協会との合同心配ごと相談の実施。

(2) 実績

・心配ごと相談件数：170件（うち解決件数：137件）

・合同心配ごと相談：年3回、相談件数22件

6 事業収入、支出の状況

収入 251,000円（市補助金の比率 39.0%）

支出 251,000円

差引 0円

7 事業の効果

市民の様々な相談に応えられるよう、関係機関と連絡を取りながら、日常生活での困りごと等の幅広い問題に対応し、心配ごとの解決を図っている。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務負担の軽減を図るため、本補助金を社会福祉協議会補助金に組み入れることが可能か、検討されたい。

鮪川老人クラブ・中間口老人クラブ

1 補助金等の名称

男鹿市単位老人クラブ補助金

2 補助金等の交付額

鮪川老人クラブ 46,560円（県15,734円、市30,826円）

中間口老人クラブ 46,560円（県15,734円、市30,826円）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

スポーツ、文化活動など、老人クラブ活動を通じて、地域高齢者の生きがい、健康の保持・増進を推進する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

社会奉仕活動、レクリエーション活動及び健康増進事業の実施。

(2) 実績

- ・社会奉仕活動 : 全市一斉清掃、神社環境整備、友愛活動
- ・レクリエーション活動 : グラウンドゴルフ大会
- ・健康増進事業 : フレイル教室、エクササイズ教室

6 事業収入、支出の状況

鮪川老人クラブ

収入 943,623円（市補助金の比率 4.9%）

支出 262,644円

差引 680,979円

中間口老人クラブ

収入 348,824円（市補助金の比率 13.3%）

支出 262,901円

差引 85,923円

7 事業の効果

高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、明るい長寿社会の実現を促している。

8 監査の結果

監査の対象とした2老人クラブにおいて、補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

長沼町内会・角間崎町内会

1 補助金等の名称

町内会交付金

2 補助金等の交付額

長沼町内会 440,960円（市全額）

角間崎町内会 254,800円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市町内会交付金交付要綱

4 補助金等の交付目的

市民生活の基盤となる地域連携・連帯や、町内会が担っている行政との協力・協働等の公共的な活動及び災害時共助の核となる自主防災組織の支援を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

- ・地域振興、自主防災活動、環境整備及び地域文化継承事業の実施
- ・市広報配布などの行政協力

(2) 実績

- ・防災訓練及び防災講習の実施
- ・町内一斉道路清掃の実施、地区公園の草刈等の維持管理
- ・市広報の配布

6 事業収入、支出の状況

長沼町内会

収入 2,219,856円（市補助金の比率 19.9%）

支出 1,708,362円

差引 511,494円

角間崎町内会

収入 1,219,108円（市補助金の比率 20.9%）

支出 786,093円

差引 433,015円

7 事業の効果

防災訓練及び防災講習の実施による防災体制の強化と、道路の清掃、草刈等の環境整備が図られている。

8 監査の結果

監査の対象とした2町内会においては、交付金の交付目的に沿って事業が執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、本交付金については、コミュニティー活動を促す効果はあると思われるが、交付金額が、活動回数や参加人数など活動の程度に必ずしも反映されていないので、一層の活動の強化に向けた支援・指導に努められたい。

一般社団法人 男鹿市観光協会

1 補助金の名称

一般社団法人男鹿市観光協会補助金

2 補助金の交付額

5,000,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱
一般社団法人男鹿市観光協会補助金実施要領

4 補助金の交付目的

観光客の誘致、観光宣伝など各種事業の実施により、観光振興を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

誘客宣伝事業、誘客推進事業、情報発信事業、受入対策事業、男鹿駅観光案内所事業、環境美化活動等の実施。

(2) 実績

- ・誘客宣伝事業：PR イベント、観光商談会、教育旅行誘致キャラバン等
- ・誘客推進事業：商品造成、ツアー催行、ナマハゲ伝導士試験等
- ・情報発信事業：WEB サイトや SNS での情報発信、各種メディア展開

6 事業収入、支出の状況

収 入	7,440,699円（市補助金の比率 67.2%）
支 出	7,440,699円
差 引	0円

7 事業の効果

新型コロナウイルスの国内での感染拡大により、本市の観光入込数は大きく減少しているが、県内在住者を対象とした誘客事業の積極的な展開によって、入込数の回復が図られている。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事業実施計画と実績の整合に留意されたい。

本協会は、組織の運営に当たって、市の補助金に大きく依存する体質となっているので、自主財源の確保によって財政基盤を強化し、依存度を低下させることができるよう、支援・指導に努められたい。

一般社団法人 男鹿市観光協会

1 補助金の名称

男鹿版DMO推進事業費補助金

2 補助金の交付額

26,000,000円（国13,000,000円、市13,000,000円）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

観光振興に関する方針や男鹿の将来像の共有と、各産業が連携した「稼ぐ（稼げる）地域づくり」を目指して、DMO法人の運営を促進し、地域一体となった観光振興を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

スポーツツーリズム、ナマハゲ交流ツーリズムの推進、マーケティング、インバウンド向け誘客の促進等。

(2) 実績

- ・e-Bike レンタサイクルの事業化
- ・雲昌寺のアジサイ誘客と受入態勢の強化
- ・観光満足度調査等の実施
- ・台湾向けPR動画配信
- ・専門職員人材の配置

6 事業収入、支出の状況

収入 28,370,564円（市補助金の比率 91.6%）

支出 28,370,564円

差引 0円

7 事業の効果

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、県内からの誘客を強化するとともに、コロナ収束後の需要回復に向けて、情報発信や環境整備に注力しており、男鹿半島満足度調査では、コロナ禍においても満足度を低下させることなく、リピート率は向上している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

男鹿を美しくする会

1 補助金の名称

男鹿を美しくする会補助金

2 補助金の交付額

900,000円（県344,000円、市556,000円）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

国定公園及び観光拠点の自然環境を保持し、環境美化の推進を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

国定公園内の観光拠点、道路沿線の環境美化の推進。

(2) 実績

- ・国定公園内の観光拠点等の草刈り、清掃、ごみの搬出
- ・男鹿総合観光案内所の花壇管理

6 事業収入、支出の状況

収入	1,244,686円	(市補助金の比率 72.3%)
支出	922,909円	
差引	321,777円	

7 事業の効果

市内の自然保護団体及び地元団体による環境整備活動により、環境の美化と希少植物の保全や自然環境の保護につながっている。

8 監査の結果

当年度の補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、前年度からの多額の繰越金があり、当年度の会員の会費を徴収していないが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、一部の事業が中止となったことから、再び次年度への多額の繰越金が発生しているため、補助金のあり方を含めた会の運営や、適正な事業の進め方について検討されたい。

公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター

1 補助金の名称

シルバー人材センター事業費補助金

2 補助金の交付額

10,000,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

高齢者の就業機会の増大と社会福祉の増進を図るため、高齢者就業機会確保事業を推進する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

- ・就業先の開拓による高齢者の就業機会の拡大。
- ・広報活動、説明会の開催による新入会員の加入促進。
- ・安全就業対策の実施

(2) 実績

- ・新規入会者数： 38人（目標50人）
- ・受託件数： 1,840件（目標2,000件）
- ・就業延人員：27,578人・日（目標26,000人・日）

6 事業収入、支出の状況

収入	19,308,052円	（市補助金の比率 51.8%）
支出	19,308,052円	
差引	0円	

7 事業の効果

新規入会者数、受託件数は目標及び前年度実績を下回る結果となったが、就業延人員は目標及び前年度を上回っており、高齢者の就業機会の拡大と生きがいに寄与している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、補助事業の収支状況を明確にするため、補助事業以外の事業等と経理を区分されたい。

男鹿市商工会

1 補助金の名称

男鹿市商工会補助金

2 補助金の交付額

3, 600, 000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

商工会の組織経営の拡大・強化、運営基盤の安定化を通じて、会員等の地域振興活動や経営改善及び事業への積極的な取組を支援する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

会員及び地域の小規模事業者の販路開拓や安定的な経営基盤の確立、創業及び事業承継の支援等を実施する。

(2) 実績

- ・個別巡回による提案・支援件数：2, 547件
- ・一般・特別貸付件数：35件
- ・男鹿市融資制度件数：10件
- ・創業支援件数：10件（うち新規創業7件）
- ・事業承継計画策定支援件数：5件

6 事業収入、支出の状況

収 入 47, 086, 695円（市補助金の比率 7.6%）

支 出 47, 086, 695円

差 引 0円

7 事業の効果

経営分析や新たな需要の開拓、事業計画の策定や資金確保等を支援することにより、会員及び小規模事業者の経営力の向上に寄与している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、補助事業の収支状況を明確にするため、補助事業以外の事業等と経理を区分されたい。

株式会社 男鹿レンタリース・合同会社 船川家守舎

1 補助金の名称

男鹿市商店街パワーアップ支援事業補助金

2 補助金の交付額

株式会社 男鹿レンタリース 500,000円 (市全額)

合同会社 船川家守舎 440,000円 (市全額)

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市商店街パワーアップ支援事業補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

衰退が著しい市内商店街において、魅力アップと賑わいの創出を目指す。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

商店街の集客力や買い物環境の向上のため、空き店舗を活用して創業する者に対して、店舗の改修経費又は賃借料を補助する。

(2) 実績

- ・店舗改修費補助：1件 株式会社 男鹿レンタリース
- ・店舗賃貸料補助：1件 合同会社 船川家守舎

6 事業収入、支出の状況

株式会社 男鹿レンタリース

収入 1,055,763円 (市補助金の比率 47.4%)

支出 1,055,763円

差引 0円

合同会社 船川家守舎

収入 550,000円 (市補助金の比率 80.0%)

支出 550,000円

差引 0円

7 事業の効果

創業機運の醸成が図られ、地域経済の活性化に寄与している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

なお、本事業は、実績件数が予算上の見込件数を下回る状況が続いているので、事業のPRと掘り起こしに努められたい。

全国合同漁業共済組合秋田県事務所

1 補助金の名称

漁獲共済事業加入促進費補助金

2 補助金の交付額

648,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

漁業者が不漁に見舞われたり、自然災害等によって損害を被った時などに、その損失を補てんする共済事業への加入を促進し、漁業者の経営安定を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

漁業災害補償法に基づく漁獲共済への加入を促進するため、漁業者負担額の一部を助成する。

(2) 実績

・大型定置漁業 5件、雑魚小型定置漁業 2件、小型合併漁業 15件
えび・つぶかご漁業 1件、小型底びき網漁業 3件

合計 26件加入

・令和2年度の共済金支払実績：15件 共済金額：12,035,099円

6 事業収入、支出の状況

収 入 9,970,620円（市補助金の比率 6.5%）

支 出 9,970,620円

差 引 0円

7 事業の効果

中小漁業者の漁業再生産の阻害防止及び漁業経営の安定に寄与している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

秋田県漁業協同組合

1 補助金の名称

栽培漁業定着強化事業費補助金（ハタハタふ化放流事業）

2 補助金の交付額

442,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

ハタハタ資源を維持回復し、資源の確保を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

ハタハタの漂着卵を採取し、ふ化放流する。

(2) 実績

事業実施個所：脇本漁港、戸賀港、北浦漁港、五里合漁港

6 事業収入、支出の状況

収入	442,841円	（市補助金の比率 99.8%）
支出	442,841円	
差引	0円	

7 事業の効果

ハタハタ資源の維持回復が図られ、つくり育てる漁業の推進及び漁業者の所得向上に寄与している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

なお、補助金交付事務において、脇本地区分と戸賀湾・北浦漁港・五里合漁港分の2つに分けて手続を行っているので、事務の効率化を図るため、秋田県漁業協同組合として一本化されるよう検討されたい。

男鹿市鳥獣被害防止対策協議会

1 補助金の名称

男鹿市鳥獣被害防止対策事業費補助金

2 補助金の交付額

400,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

有害鳥獣による農作物の被害を防止し、収量、品質の安定を図るため、男鹿市鳥獣被害防止対策協議会の有害鳥獣駆除対策に関する活動を支援する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

男鹿市鳥獣被害防止対策協議会の活動費及び猟友会の免許取得経費や銃器による共同駆除活動に対して助成する。

(2) 実績

- ・銃器駆除：カラス類212羽、ヒヨドリ146羽、ムクドリ117羽 外
- ・箱わな駆除：ハクビシン44頭

6 事業収入、支出の状況

収入	751,081円	(市補助金の比率 53.3%)
支出	751,081円	
差引	0円	

7 事業の効果

水稻や転作作物及び果樹等に被害を及ぼす有害鳥獣の定期的な共同駆除等により、被害防止が図られている。

8 監査の結果

事業内容は、補助金の交付目的に沿っているが、過年度において、補助金の未執行額の処理が適切に行われなかったことから、当年度の補助金交付事務が大幅に遅れるなど、適正に執行されず、そのチェック体制も機能していないと言わざるを得ない。

本事業における補助金の使途等からみて、協議会が補助事業者となって経理等を行う必要性は低いと思われるので、今後の適正な事業のあり方について検討されたい。

株式会社 おが地域振興公社

(指定管理施設：温浴ランドおが)

1 根拠条例

男鹿市温浴ランドおが条例

2 指定管理料

21,438,000円

3 管理に関する協定等

- (1) 温浴ランドおがの管理に関する基本協定書
- (2) 温浴ランドおがの管理に関する年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 施設への入館の許可及び入館の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 利用料金

男鹿市温浴ランドおが条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

令和2年度利用者数：43,836人（前年度比 69.0%）

7 事業収入、支出の状況

収入	46,015,588円（市指定管理料の比率 46.6%）
支出	46,616,316円
差引	△600,728円

8 事業の効果

地域住民が温泉を利用して健康及び福祉の増進を図るとともに、豊かな自然環境を活用した魅力あるふるさとづくりと地域の活性化に寄与している。

9 監査の結果

施設の良い維持管理が行われているとともに、利用者に対するサービスの維持に努めており、概ね適正に管理・運営されていると認められた。

施設・設備の老朽化が進んでいるので、市と指定管理者が連携し、計画的な修繕・更新等を行うとともに、コロナ禍での集客対策、必要な従業員の確保等についても、適時に対策を講じられたい。

一般財団法人 男鹿市体育協会

(指定管理施設：男鹿市体育施設 16 施設)

1 根拠条例

男鹿市都市公園条例、男鹿市B & G海洋センター条例、男鹿市公園条例、男鹿市若美球場条例

2 指定管理料

73,678,000円

3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市体育施設の管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿市体育施設の管理に関する年度協定書及び変更年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 対象施設 男鹿総合運動公園、男鹿市B & G海洋センター、金川近隣公園、船越近隣公園、若美中央公園及び若美球場内の16施設
- (2) 対象業務
 - ア 施設の利用の許可及び利用の制限等に関する業務
 - イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ウ 施設を活用したスポーツの普及振興に関する業務 等

5 利用料金

男鹿市都市公園条例、男鹿市B & G海洋センター条例、男鹿市公園条例及び男鹿市若美球場条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

令和2年度利用者数：85,702人（前年度比 63.3%）

7 事業収入、支出の状況

収入	77,067,848円（市指定管理料の比率 95.6%）
支出	73,602,279円
差引	3,465,569円

8 事業の効果

施設の維持管理を通じて、市民に様々なスポーツ活動の場を提供するとともに、各種健康教室の開催等により、市民の運動習慣の定着化、体力向上及び健康増進に寄与している。

9 監査の結果

施設は、概ね適正に管理・運営されていると認められる。

多額の収支差額が生じており、自主事業やスポーツ振興事業等の経費に充てるとしているが、このうち、施設の休業によって光熱水費や賃金等が減額となったことによるもので、経営努力によって生じたと判断できないものについては、指定管理料を減額して精算し、市に返還させるなど、適正に処理すべきである。

なお、市民の健康づくりのニーズ等に沿った自主事業の一層の充実を望みたい。

公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター

(指定管理施設：男鹿市斎場)

1 根拠条例

男鹿市斎場条例

2 指定管理料

21,000,000円

3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市斎場の管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿市斎場の管理に関する年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 火葬及び焼却に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 使用料

男鹿市斎場条例により、市が使用料を徴収する。

6 実績

令和2年度利用件数 火葬 : 706件 (前年度比105.5%)
汚物炉 : 111件 (前年度比 77.1%)

7 事業収入、支出の状況

収入	21,002,397円 (市指定管理料の比率100.0%)
支出	20,999,189円
差引	3,208円

8 事業の効果

施設は老朽化が進んでいるものの、火葬炉の継続的な保守・修繕によって、斎場としての安定した運営が維持されている。

9 監査の結果

施設の良好な維持管理が行われているとともに、利用者が安心して利用できるようサービスの維持に努めており、概ね適正に管理・運営されていると認められた。

施設・設備の老朽化が進んでいるので、市と指定管理者が連携して、計画的な修繕・更新等を行うとともに、課題となっている従業員の確保や光熱水費の節減等についても、適時に対策を講じられたい。

公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター

(指定管理施設：サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンター)

1 根拠条例

男鹿市サンワーク男鹿条例
男鹿市トレーニングセンター条例

2 指定管理料

8, 800, 000円

3 管理に関する協定等

- (1) サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの管理に関する基本協定書
- (2) サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの管理に関する年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 施設の利用許可及び利用の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 勤労者等に対する教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場の提供に関する業務
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 利用料金

男鹿市サンワーク男鹿条例及び男鹿市トレーニングセンター条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

令和2年度利用者数：25,551人（前年比 84.5%）

7 事業収入、支出の状況

収入	9,677,141円（市指定管理料の比率 90.9%）
支出	9,675,459円
差引	1,682円

8 事業の効果

勤労者をはじめとした市民に、教養、文化、研修及びスポーツ等の活動の場を提供し、心身の健全な発達や健康の維持増進に寄与している。

9 監査の結果

施設の良い維持管理と、利用者に対するサービスの向上に努めており、適正に管理・運営されていると認められた。